

次に、議席12番、齊藤政一君。

〔12番 齊藤政一君登壇〕

○12番（齊藤政一君） 質問に入る前に、ちょっと議長にお願いをしておきたいと思います。

実は7日の議運があつて、10日の議会となつたと思いますが、一般質問に必要な資料、これは我々の議会活動にどうしても必要なことでありますから、これまでも慣例でやって、慣例というか、もちろん皆さんでやってきたと思います。そうした資料の請求を私が7月9日の事務局を通してというから、事務局を通してお願いしていたわけですが、ご存じのように全員協議会のほうで今度はそうしたものを議員全員がやってもらいたいというものを議長のほうも全員協議会で発表したと思います。

私はこの通告が5時まででありますから、当然正午までにはこの本会議が終わるまでには資料が私のところに届くかと思っていました。しかし、今度はこれは決裁がないと出せないのだということで、結果的には私が4時ちょっと過ぎまで40分ほど町の役場にいても出してもらえないとの現状でありました。ということは、5時で締め切りでありますから、私どもの通告に必要な資料が1日たつても私の手元に来ないと。それは決裁ができないからだということだ。こういったことは議会はもちろんですが、住民の人が各窓口でそうした資料等を出したときに、一々決裁ということになるのか、今後。全部住民課でも税務課でもその所管で決裁ができるような形で判こを渡してあるにもかかわらず、議会に対してなぜそこまで制約するのかということで、このことについては私は非常に時間のロスをし、逆に質問の時間も60分で制限されている中で、今回非常にやりづらい中でありますので、ぜひともこの一般質問終わった後、議会としての対応を余りにも町が議会活動に対して決裁というものがどこまで今回の我々の資料請求で必要なのかどうかということを協議していただくようお願いしなうのが1つと、それからそのために私はこの通告の中に、2の質問事項で該当人員というだとかといって数字を入れたのです。この資料が欲しかったのです。ですから、これがもらえないから質問事項に入れざるを得なかったということで、私は質問始める前にこの資料をまず事務方のほうからいただいてから質問をさせていただきたいと思いますので、議長、その資料を請求していただきたいと思います。

○議長（木村信一君） ただいま齊藤議員より2つの要望がございました。きょうの日程終了後、ただいまの案件につきまして全員協議会を開きたいと思います。よろしくお願ひします。

もう一つ、先ほどの資料請求を、資料のほうを提供をお願いしたいと思います。

そろっていますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（木村信一君） では、お願ひします。

これは齊藤議員、全員のがよろしいですか。

○12番（齊藤政一君） 全員でよろしければ全員でもいいよ。

〔「全員です」と言う者あり〕

○議長（木村信一君） 全員でね。はい。大至急お願ひします。

それを配付後、一般質問に入らせていただきます。

〔資料配付〕

○議長（木村信一君） 議席12番、齊藤政一君。

〔12番 齊藤政一君登壇〕

○12番（齊藤政一君） 議席12番の齊藤政一です。改めて今回初めての同志の議員もいるかと思しますので、おはようございます。それから、傍聴の方、大変朝早くからご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。冒頭資料の件で、ちょっと時間が中断したことは、町のほうがそういう事情だということとで議会のほうも非常につらい立場だということをご理解願って、私の質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、議長の、失礼しました。その前に一般質問についての今写しが同僚議員の人あるいは傍聴者の方も来ていると思いますが、私の通告と若干変わっているところがありますので、1つ、集落排水について①の2行目、再工事に至る経緯と「これからの」が「これらの」最終確認ということで直していただきたいと思います。

それから、次のページの幼児教育（保育行政等）とありますが、この括弧を消していただきたいと思います。

それから、答弁者として町長、教育長、関係部課長と入っておりますが、私は3月の定例会でも組織機構の充実と職制のあり方ということで、町のほうが自信を持って部長さんは部長さんの仕事をするということをお聞きされたので、私からは答弁は町長、教育長、関係部長、関係次長ということで通告しておきましたので、それらの人からの答弁をちょうだいしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長の許しを得まして、さきに通告しておきました順に質問をまいりますので、執行部の皆さんには住民の目線に立った、責任ある明快な答弁を期待するものであります。

質問事項の第1番目、静地区農業集落排水事業における今後の維持管理、普及率向上について質問をいたします。

今定例会初日、町長からの町政報告にもありましたように、静地区の農業集落排水事業が境第3地区においては平成11年度から、第4地区におかれては平成13年度からそれぞれ事業に着手し、10年有余にわたりましたが、県、町、そして議会同志の皆さんのご理解、ご支援によって39億2,000万円という大型事業がおおむね4月から供用開始となり、改めて関係各位に感謝を申し上げる次第であります。

本来ならば、この時期を待って竣工式を挙行し、町執行部を含めた関係者に感謝の意を伝えるために、昨年の推進協力委員会総会において予算を計上したこともございました。

しかし、昨年夏ごろから道路復旧工事に合わせて、静地区のあちこちから穴掘り箇所が目立ち始め、受益者から地元役員に対して、頻繁に苦情が出るようになりました。原因は、真空弁に設置すべき通信ケーブルの接続不良が原因で、その数何と二百数箇所ということでした。

静地区農業集落推進協力委員会では、委員長を先頭に代表顧問とで、町当局と何回となく折衝を続けてまいりましたが、なかなか思うような回答を得ることができませんでした。そこで、私は受益者の切なる思いを住民の代弁者として質問をまいりますので、同僚議員の皆さんもぜひともご理解の上、この問題解決に向けて協力をお願いいたします。

(1)、二百数箇所に及ぶ通信ケーブルの接続補修再工事に至った経緯と、これらの最終確認結果の対応について。

(2)、ケーブル接続補修再工事に要した会計処理と、今後道路沈下等復旧工事の保証について。

(3)、新規加入者の分担金は、これまで境第1、第2地区とも自然流下方式でしたから、当初の分

担金60万以下で可能でした。静地区も自然流下方式地区は、当初の分担金で可能ですが、真空方式の場合は実費負担となりますと100万円は優に超えてしまうそうです。境町での農業集落排水事業は今後とも真空方式は考えられないとき、静地区の真空方式の箇所へ転居してきた加入者だけが相当の加入金負担になると考えられますので、改めて新規加入者の分担金についてお伺いします。

2つ目の質問事項第2として、幼児教育、保育行政等幼保連携推進についてお尋ねいたします。私は、幼保一元化、幼保連携推進という国・県の指導、境町の現状を考えたとき、ふれあいの里幼稚園の民営化廃園問題、当該用地の後処理と学童保育の原点、子育て支援センター事業について境町のあるべき構想等は、連携推進ということから、3点セットで検討協議すべき問題であろうと考えております。

「自縄自縛」ということわざがありますが、過去の失敗というか、これまでの事業の分析を的確に行い、謙虚に反省、または学んだりしないで、形式にとらわれ過ぎて計画変更を強行しますと、結果的に自縄自縛のさらなるわなに落ち込んでしまうことを懸念して、質問をさせていただきます。

(1)、該当人員、受け入れ施設等事業計画の推移と現況把握について。これはただいま資料としていただきましたので、これに基づいて私は再質問をしていきたいと思っております。

(2)、(1)の現況把握をした上で、町立ふれあいの里幼稚園民営化について、中間答申後の整合性と進捗状況について。

(3)、同じく(1)の資料の現況把握をした上で、幼保一元化等の将来計画に合わせた子育て支援センターの当町計画について。

以上で私の第1回目の質問を終わりますが、答弁方法は、質問事項ごとで、つまり集落排水事業みと幼児教育、保育行政の2件に分けて一問一答式で行いますので、さわりは結構でございますから、答弁のみでよろしく願いいたします。

以上で第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長(木村信一君) ただいまの質問事項1の1点目、通信ケーブルの接続再工事に至る経緯とこれらの最終確認結果の対応についての答弁を求めます。

産業建設部長。

[産業建設部長 齊藤時雄君登壇]

○産業建設部長(齊藤時雄君) それでは、私のほうから齊藤政一議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、静地区集落排水事業における今後の維持管理、普及率向上についてのご質問についてお答え申し上げます。

まず、通信ケーブルの接続再工事に至る経過とこれらの最終確認結果の対応についてでございますが、まず今回の事態が発生しましたことにつきまして、地元の方々にご迷惑をかけましたことを心からおわび申し上げるところでございます。

次に、今回の事態に至る経過ですが、平成18年度に真空方式下水道の部品メーカーである積水化学から遠隔通報装置の設置に関して、一部ケーブルのぶぐあい箇所が見られたとの通報に基づき、平成19年において全路線を対象にケーブル確認調査を行った結果、先ほど議員ご指摘のように、二百数十カ所のぶぐあい箇所が明らかになったわけでございます。そこで、平成20年にぶぐあい箇所の補修工事として、舗装本復旧工事に合わせて一斉に補修工事を施工した結果でございます。調査で明らかになった箇所

所は、すべて今回完了したところであります。また、これからの補修箇所の最終確認の方法ですが、先ほど申し上げました会社の積水化学の責任において、最終点検確認を行う予定になっております。いわゆる通電試験を実施し、今後の利用に支障のないよう万全を期す所存でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○12番（齊藤政一君） 3つばかり出ているが、まとめてひとつ。

○議長（木村信一君） まとめていいですか。

○12番（齊藤政一君） その後で。だから集排は集排、幼保は幼保で。

○産業建設部長（齊藤時雄君） はい、わかりました。

それでは、次にケーブル接続補修再工事に要した会計処理と今後道路沈下等の復旧工事の保証についてでございます。まず、会計処理についてでございますが、平成18年度及び平成19年度の施工済み工区に関しては、請負契約上の瑕疵担保期間に当たることから、施工業者の全額費用負担において行っております。また、それ以前の箇所につきましては、施工工事費のみを施工業者の負担で実施してまいりました。したがって、会計処理としましては、瑕疵担保期間の工区を除いて、町単独事業費として全工事費用から直接工事費を除いた部分を予算執行したところでございます。

次に、補修後の道路沈下等の復旧についてでございますが、今後は地元の区長さん方のご協力をいただき、沈下箇所の調査、把握を行い、沈下が発生した場合は、本地区は既に平成20年度において事業完了したことから、農業集落排水事業としての特定財源であります補助金、または起債の措置がなくなりますので、維持管理を行う事業主体としての工事予算と道路管理上の中で修復を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、次に、新規加入者の負担についてですが、基本的には長田北部及び境第2地区と同様に、事業費の一部である分担金を一括して納入していただくこととなります。ただし、本地区は、ほかの2地区と違い、先ほど議員がご指摘ありましたように、真空方式ということとなっております。ただ、自然流下についても一部ございますので、2つの処理方法に分かれているところでございます。特に真空方式につきましては、先ほど議員ご指摘のありましたように、公共污水ます工事にかかる費用が100万の多額の費用がかかるということとなっております。したがって、町としましては、非常に財政運営の厳しい中、負担金のほかに不足する費用を新規加入者の方にはご負担いただくことで調整を図りたいと思っております。今後接続利用者との均衡を加味した中で検討したいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） では、簡単な答弁のほうから再質問していきたいと思っておりますので、今最後に、新規加入者の分担金という形で答弁をもらいましたが、いわゆる百数十万かかってしまうことで、それを静地区の本地区にその該当者は負担していただくということとあわせて、今後今まであった長田、猿島とあわせてそれらも検討していくという2つの答弁のように私は聞こえるのですが、地元の役員のほうからは、きょう地元の顧問の方も来ておりますけれども、いわゆる真空方式というのは、これが最初で最後になると思っております。そうすると、その自然流下であれば、分担金60万以下、静地区は56万1,000

円でやりましたけれども、これで上がるわけなのです。ただ、今度新規加入者が静地区において自然流下は56万1,000円で、その真空方式の場合は、いわゆる実際の価格百数十万円、この矛盾したものをどうするのですかと聞いた中で、今、部長から2つの答弁が出ました。どちらなのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

先ほど私が申し上げたいところは、真空方式という特殊な今回工法を使って静地区については行ったわけでございます。自然流下につきましては、長田、それから猿島につきましても……

○12番（齊藤政一君） どちらなのですかということです。負担をさせるの。

○産業建設部長（齊藤時雄君） 町としましては、必要経費、負担金ですけれども、56万1,000円、これについては、個人加入という形の中で、自然流下も真空についても納めていただくと。それで、真空ますのものにつきましては、その不足分については、個人負担をしていただくということでお願いしたいと思っております。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） これは私の質問だけでは終わらない問題になってくると思いますので、とりあえずそういう形で受けとめさせていただきたいと思えます。

それでは、まず（1）のケーブル接続補修再工事に至る経緯からの中での、今答弁の中では、18年度に積水のほうからケーブルのふぐあいが生じたという連絡があり、19年度で点検をして、20年度から補修工事に至ったと、こういったことが、これだけの大事業で、議会にも、あるいは地元の代表者会議のメンバーにも全然報告がなかったということの報告をしない理由、これが1点。

それから、監督またはこれは検査があるわけですね。検査においては地方自治法の167条の15、「監督又は検査の方法」、いわゆる地方自治法234条の2の第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないと、こういう形であるわけですが、このケーブルの接続方法について、この契約の履行の確保の234条の2と167条の15に基づいた場合は、設計図書にはそれは指示すべきであったと思いますし、それで発注したと思います。それで、その後検査も的確に行わなくてはならないということではありますが、こうしたことはどういうふう処理されていたのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

検査方法については、通常の検査員、監督員、これを配置した中で検査を行った経過はあるかと思えます。ただ、その仕様書につきましては、その仕様書の確認につきましては、そのケーブル等の接続の重要性についての設計図書ではうたわれてはいなかったと推測するところでございます。検査については、きちっと職員が立ち会った中で、その年度ごとに検査を行っているかと思えます。

○12番（齊藤政一君） それと、議会と地元で報告しなかった理由は何だったのですか。

○産業建設部長（齊藤時雄君） それにつきましては、まだ箇所が何カ所あるか、ちょっとそれについて確認ができなかったもので、それを確認した後、報告する予定だったと思うのですけれども、それが遅れたことについては、こちらでも不手際ということで、心からおわび申し上げます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） これは39億幾らという予算の中では、相当のきょうも傍聴に来ておられる方たちの税金も含めてやっている事業を2年以上もその数がどれくらいかなという形で、既に19年度の終了時には200近い数字はわかっていたわけです。そういったものを報告しないということ自体が、この事業に対する執行の責任というものが町において持っていないということに受けとめてもしょうがないと思うのです。これは十分反省してもらいたいと思うのです。

それから、今の監督、検査、検査員を使ってやったということで、見つからなかったということは、仕様書等においてあることの真空方式が茨城県で第2番目であると、そういうことでこれは真剣に、慎重にやらなくてはならないというのを怠ったということに解釈してよろしいのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

業務を怠ったということではなく、やはり先ほど議員さんからも指摘がございましたように、真空方式が茨城県で2つ目の事業だということでございますので、やはり設計図書等についても不安的な中で設計ということがあったかと思っておりますので、やはり確認業務については、まだその方式について未知数なところがあったかと思っておりますので、そういうところで怠ったと言うより、その部分が抜けたようなことかと推測するところでございます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 部長、その言葉のあやでかわそうとしてはだめですよ。その抜けていたということと怠ったということはどう違うのですか。私は執行部はもちろん、町の職員は、いわゆるその事業を的確にやっていかななくてはならないということで抜けていたということは怠ったという形になるのではないですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

この部分については、設計図書の中でうたわれていなかった部分ということでございますので、言葉の中で職員が仕事を抜けたとかということでなく、その確認業務が抜けてしまったということをおのほうでは申し上げたわけでございます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） それをさかのぼって、設計図書に入っていなかったという、これそのものもおかしいのではないですか、どうなのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

この設計図書に抜けている部分につきましては、最初1年、2年目の工事までは積水化学のほうで工事を担当してきた経過がございます。その中、今度一般の業者の請負という形で今回ふぐあいが生じているところでございますので、その中でやはり前の製造元の工事の中での仕様書と、それと新たな工事屋さんの仕様書というのが同じような扱いの中で来た経過ではないかと思っているわけです。要するに積水で施工した場合は、やはり必要なところというのは、自分たちの特許の中での工事がありますので、その中で簡易なものという扱いではないのですけれども、それを受けた請負業者の中でそれを確認していただければよかったですけれども、図書にうたわれていないということで、そのまま工事を行って

しまつて、こういう経過が起こつたという可能性があるわけでございます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） この件は部長の答弁が、積水が2年間やろうが、やるまいが、積水からのこの間の6月に話し合った中では、確認は弊社の責任で実施いたしますが、ふぐあいの処理、またその後のふぐあいの対象は境町役場様と施工業者との話し合いでご対応のほどお願い申し上げますという答えがあるとおり、積水がやろうが、やるまいが、この発注者は境町だと思ふのです。それをその設計者は入らなかつた。いわゆる発注者は境町なのです。境町がそれをやらなかつたことは事実ではないのですか。これは後で問題もう少しあると思ふのですけれども、それでは、そうした中で町は抜けていたのだと、怠つたということでないのであれば、この下水道課はこの検査だとか、そういったものは財務規則、建設工事執行規則、農業集落排水施設検査施工管理指標等に基づき監督検査をしているということは間違いありません。そこでいいのですが、間違いありません。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） はい。

○12番（齊藤政一君） では、いいということでありましたから、そうであると、今度はこの社団法人地域資源循環技術センター、旧の日本農業集落排水協会、この中の真空式下水道システムも委員会マニュアルというものがあります。これは町も持っていると思ふのです。その中に施工における留意点は以下のとおりと。真空式管路システムメーカーの専門技術者の指導のもと実施するものとする、こういうマニュアルがあるにもかかわらず、やっていなかったのはどういうことなのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） 申しわけないのですけれども、私はそのマニュアルというものをちょっと拝見したことはないのですけれども、今までそのマニュアルに沿つた中で、この十数年間工事を進めてきたのではないかと私のほうでは考える次第でございます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 結局この下水道が平成11年度から集落排水事業、これは渡邊昇議員さんも地元でわかっていると思ひますが、始まつた中で、この真空式下水道という作業がこの背景には、旧日本農業集落排水協会、これははっきり言って農水省の天下りの組織なのです。そういったところで、こういったマニュアルをつくつて、それで会員には1万6,000円か、会員以外は2万円ぐらいで販売してマニュアルをつくらせる、積水が。そういったことの中において、この町のほうも農業集落排水施設検査施工管理指標等という、ではこの施工管理指標等についてというのは、町が現にこれは職員に流してあるやつですが、これはどこから来たやつを使ってやっていたのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

そのマニュアルについては、先ほど私も申しわけなかつたのですけれども、それについては、ちょっと確認していないところでございます。今までについてその農水省の天下りのその日本集落あれですか、そちらについてのマニュアルというのは、私ちょっと確認、今、部長としてやっているのですけれども、それについては申しわけないのですけれども、事業が遂行してきましましたので、その流れの中で今、工事を完成するということで進めてまいりましたので、それについては申しわけありませんでした。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） これ以上は私は最後に議長のほうにこの処理の仕方をお願いしようかと思っているのですが、実は今の部長の答えは、今までのやり方、第1、第2、第3、第4、全く同じことで問題は起きなかったと思うのです。しかし、その背景には、この日本農業集落排水協会のほうがこのシステムを株式会社荏原と株式会社イナックス、積水化学、株式会社西島製作所と、この4社で交代でみんなやって、たまたま境町がこの積水化学が来たという中で、そうしたものを連合会にそっくり丸投げをしてやってきたという前段と、それから我々が余りにも長過ぎるので、発注者町として責任を持たなくてはならないのではないかということになってから、今やるようになっていましたけれども、現実的にはほとんどのことをいわゆる土地改良連合会のほうに丸投げをしてやってきたことの結果だと思うのです。だから、私はこれはこれ以上答弁を部長に求めてもしょうがないと思いますから、後でこの対処方法を相談させてもらいますが。

次に、この農業集落排水事業における復旧工事の定義というものはどう受けとめているのですか。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

復旧工事でございます。今後の復旧工事ですね。

○12番（齊藤政一君） 復旧工事の定義です。集落排水事業における定義というものは、事業年度内にやることであるから、さっき言ったものとは矛盾してくるので、定義をまず教えてください。

○産業建設部長（齊藤時雄君） ちょっと失礼します。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） なぜ私がこれをしつこく聞くかということは、この復旧工事で1億4,000万以上の予算を追加しているわけですから、それに対して町も約半分の負担をしている、受益者も1割の負担をしている中であれば、当然この普及工事が必要か否かということで、そうしたものに基づいて復旧工事を19年度、20年度に実施してきたと思いますので、その定義を教えてください。

○議長（木村信一君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、やはり最終的には現況復旧ということがこれが定義となっております。予算的にはやはり事業年度で消化したいという形の中でやっておりますので、町負担として今回やらせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 私がこのことを定義を教えてくださいと言ったのは、いわゆるこの最終年度に至って、二百数十所の穴をあけて、そこを掘ってきれいに今してありますけれども、結局定義と、これを復旧するというのでやるのであれば、また3年から5年後にはここは沈むのです。沈むこの復旧工事を区長さんを中心としてだとか、あるいは今度道路管理者でありますだとか、そういうこととは矛盾してくるということで、今の定義を教えてくださいのわけですが、これらについては私はこの監督方、検査の方法と、それから再工事に要した会計処理も瑕疵担保責任と言いながらも、実際にはそれでない業者が工事をやっていた経緯もあります。そういった会計処理と、それから今後道路復旧工事が実施された場合、会計処理等がいろいろ問題になるかと思しますので、この集落排水事業については、今定例会中に同僚

議員の皆さんと、その調査特別委員会を設けていただき、そしてやはり最終的にはこのマニュアルにもあるとおりに、積水がきちっと指導しなくてはならないというそのマニュアルがあるのです。だから、私は最終的には境町がどこまで責任を持ち、そしてこのパッケージ責任として積水がどこまであるのかというものを我々議員も当然それらについては調査すべきだと思いますので、そのことを改めてお願いしたいということで、この質問事項1のほうは終わらせていただきますので、教育委員会のほうの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村信一君） 続いて、質問事項2の1点目、該当人員、受け入れ施設等事業計画の推移と現況把握について、これは3点一緒にいいですか。

○12番（齊藤政一君） はい、いいです。

○議長（木村信一君） はい。それについてと、2点目の上記現況と町立ふれあいの里幼稚園民営化についての中間答申後の整合性と進捗状況について、3点目の現況と幼保一元化将来計画に合わせた子育て支援センターの当町計画についての答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 野口奏五君登壇〕

○民生部長（野口奏五君） それでは、1点目につきましてお答え申し上げます。

幼児教育保育行政等幼保連携推進についてのご質問でございますけれども、該当人員、受け入れ施設等事業計画の推移と現況把握についてですが、このことにつきましては、先ほど別紙資料によりまして、平成17年度から平成21年度までの5年間の保育及び幼稚園の入所状況、入所率等の推移を一覧表に作成して配付をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（木村信一君） 続いて、教育次長。

〔教育次長 青木繁明君登壇〕

○教育次長（青木繁明君） 私から上記現況と町立ふれあいの里幼稚園民営化についての中間答申後の整合性と進捗状況についてのご質問にお答え申し上げます。

平成18年9月に町立ふれあいの里幼稚園民営化についての答申がされて以降、平成19年6月広報紙に掲載したところでございます。その後、役場町内の副町長、行政改革推進室を初め関係部課長等を構成メンバーとした民営化調査委員会を組織し、答申の要旨、民営化に当たっての留意事項及び要望を踏まえ、民営化を実施した結城市の状況を視察し、協議をしてきたところでございます。

平成19年10月には、町内の民間保育園・幼稚園の経営者等との意見交換会を開催し、民営化についての意見をお聞かせいただいたところでございます。

また、ふれあいの里幼稚園就園児の保護者を対象に民営化等についてのアンケート調査を実施させていただきました。

民間保育園・幼稚園との意見交換会においては、民営化の場合についての意見では、建物の維持管理費や借地料の経費を考えると、経営は難しいこと、民営化をする場合は町外の参入はさせないでいただきたいことなどの意見がありました。廃止した場合については、現在の児童クラブはどうなるのか、私立幼稚園就園奨励費はどうなるのか、私立幼稚園での園児の受け入れは可能であるなどの意見が出されました。

また、幼稚園・保育園の就園状況については、平成20年度の5歳児でございますが、268名のうち、

町立幼稚園児54名，私立幼稚園児108名，公立保育園児35名，私立保育園児54名という状況です。全体の6割が幼稚園に，3.4%が保育園を利用している状況でございます。町立幼稚園の利用者は，全体の2割という状況であります。個々の施設の就園状況についても調査をし，検討したところ，幼稚園の定員に余裕があるため，民間での受け入れも十分に可能であると判断いたしました。平成22年度を目途に廃園とすることで準備を進めておりますが，最終的には今議会中に議会の議員の皆様と協議の上，決定してまいりたいと考えております。

また，低所得者に対する優遇措置につきましては，私立幼稚園就園奨励費と私立・町立幼稚園の年間費用について検討し，保護者の所得状況に応じて経済的な負担を軽減し，幼稚園教育の一層の普及充実を図るため，私立幼稚園に就園している3歳から5歳児の保護者に交付しております就園奨励費につきましては，今後も引き続き実施することといたします。

また，跡地利用につきましては，小学校低学年を対象とした学童保育として，なのはな児童クラブと現在のたんぽぽ児童クラブを統合した施設で利用したいと考えております。

なお，各小学校から学童保育施設までは，現在のバスを利用することを考えておりますので，ご理解をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木村信一君） 次に，民生部長。

〔民生部長 野口奏五君登壇〕

○民生部長（野口奏五君） 続きまして，上記現況と幼保一元化将来計画に合わせた子育て支援センターの当町計画についてであります。まず幼保一元化につきましては，少子化の進行，育児サービスの多様化に伴って生じる幼稚園と保育所が抱える問題を解決するべく，幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策であります。当町ではその点につきましては，幼稚園と保育園がそれぞれの目的や役割を果たしつつ，相互に連携して，地域社会全体で子育て機能の整備に取り組んでいくこととなっております。

このような状況の中，町内の私立の保育園2園と私立幼稚園の1園から安心こども基金を活用した「認定こども園」の設置要望が提出されまして，去る7月3日には，公立・私立の幼稚園並びに保育園の代表者，公立小学校の代表者，民生委員児童委員協議会等の代表者による「境町幼児施設設置協議会」を開催して，それらの計画について協議をしたところでございます。

「認定こども園」とは，保育園の機能を持った幼稚園あるいは幼稚園の機能を持った保育園であり，保護者が働いているいないにかかわらず受け入れて，教育・保育を一体的に行う機能とすべての子育て家庭を対象に，子育て相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を備えるものとして，県から認定される施設です。設置された場合は，就学前の教育・保育・子育て支援のニーズに対応する新しい選択肢がふえることとなります。

子育て支援センターの計画についてであります。本町の子育て支援につきましては，今までに延長保育・一時保育・休日保育・子育てサポーター派遣事業・放課後児童クラブなどを実施しております。多様なニーズに対応してきましたが，今度の新たな施設におきましては，子育て親子の交流や親子が自由に遊べる公園的要素を持った施設とも考えております。詳細につきましては，具体的な施設計画に合わせて協議をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 幼稚園関係の次長のほうからちょっと荒っぽ過ぎるのではないかと思うのですが、今、民生部長のほうから詳細にわたって説明をもらいました。まず、16分以内でありますから、これまでの経過で、3月定例会の一般質問で、予算委員会の中では町長は議事録の199ページですが、「なかなか22年度というのが現実的に困難になってくことも事実なのですけれども、議員の皆さんがそうしたほうがいいであろうということであれば1年延ばすかどうかだけの問題ですから、その場は決してそのために方針が変わるわけではありませんので、もうちょっと協議をさせていただくということよろしいでしょうか」というものが議事録に残ってありますが、これは変わりありませんか、町長からお聞かせ願います。

○議長（木村信一君） 町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 今回の実は行政報告の中でも触れさせていただいたのですが、議長、副議長からこれを述べられては困るということで、皆さんのもとにお配りした中には内容が入っていたと思います。

というのは、今の3月定例会の……

○12番（齊藤政一君） いや、1年以上延ばしていいかどうかということもいいということ書いてあることで間違いなかったですかと聞いている。

○町長（野村康雄君） いや、方針としては、22年度の方針ですが、それはこの間も議長に報告し、副議長に申し上げたのですが、議会のこれは議決を得ないとできないことですから、今議会中に協議をさせていただいて決定したいと、こういうふうにお答えを申し上げておきます。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 3月の議会では、議員の皆さんがそうしたほうがいいであろうということであれば1年延ばすかどうかの問題ですということ言って、今度は全然その話が途中で消えてしまって、定例会の町政報告で出てきたから、それはおかしいということやったので、議長、副議長が言ったことは間違いなくと思うのです。これは答弁結構です。

それで、次に、今度はやはり一般質問の中で教育長にお聞きしますが、20%、当初これはこの平成9年に46%が20%に落ち込んできた、そうした20%まで減少した原因は何かと、そのことにつきましては、今のところ検討しているわけではございませんので、よく検討してお答えをしたいと思いと、こういうことをもらってあります。

それから、受け皿の件でございますが、受け皿につきましては、民営化検討委員会で検討したときに、町内の幼稚園で廃園しても、受け皿として私たちは十分受け入れるだけの余裕がございますと、ですから行き場所がなくなるという今そういう危惧はないのかと考えております。このことでありますが、この民間経営者のほうは、それはある場所は定員割れしているとは思いますが、そうした受け皿というものは、うちのほうで受けますよということはまだ言っていないと、そういうことを申されているのですが、この20%減少した理由と、実際に確かにその私立幼稚園がある中の2つか3つは定員割れしていますが、子供たちはやっぱり定員割れしないところに行きたがるのです。やっぱりそのところが人気がいいからです。そういったことで、実際にこの人たちが、この関係者が受け皿として十分あり

ますよと言ったのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（木村信一君） 教育長，佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） まず，1つ目でございますが，ふれあいの里幼稚園の就園率が20%に下がってきたと，そのことについては，内部でも検討しましたが，全体的には少子化の問題もあると思いますが，ふれあいの里幼稚園のその募集は，私立の募集が終わった後にその募集するということが1つ，もう一つは，5歳児だけということです。そうしますと，先ほどの資料からわかりますように，幼稚園は3歳，4歳，5歳と，こういうふうに3歳から私立にお願いしているわけですが，5歳になって，今まで2年間お世話になって，今度は5歳，最後その私立から町立というのは，その保護者にとっても，なかなかこの今までお世話になったという関係で，そのふれあいの里にというのが難しいのではないかと，そうしたようなことから，だんだん就園率が下がったと，このように園長，それから教育委員会の中のところでは検討した結果の答えです。

もう一つ，その受け皿の問題ですが，ここに先ほどの資料もございしますが，結局民営化という問題が出たときに，その私立の幼稚園の検討委員会の中に保育園，幼稚園のメンバーが入っておりますが，その人たちの意見が反映しても，その十分受け皿はありますと，私たちが面倒見られますということが協議会の中で出ているので，そのように話したわけでございます。

以上です。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 私は今の施設を利用させてもらえれば，民営化も可能だということで，受け皿ということで今あるということは言っていないという形で聞いていますので，これはどっちみちまた16日にやると思いますから。

それと，今，少子化の現象だと言いますけれども，この義務教育の準備段階として，いわゆるその総合計画の中では，各幼稚園，保育園と小学校との連携の強化を図るということで，平成9年，ふれあいの里幼稚園が設置目的であったと私は伺っております。それが少子化に基づいてということのほかにも，やっぱり5歳児で移動するからということも当時それを強引に町がやったことも事実であると思います。だから，そういったものの反省をした上でやっていかないと，少子化だからしょうがないということではなくて，現に平成9年のとき5つを1つにするときには，いわゆるわざわざ小学校に行きやすいようにやったのだということで設置してあるわけですから，それとの整合性が矛盾しているのではないかと私は思うのです。これは答弁は結構ですが。

それから，学童保育について，小学校の空き教室は好ましいという国・県の指導に対して町の対応は，これらについては小学校の空き教室がないなんてことをこの間教育長答弁しておりましたけれども，そんなことはないと思うのです。ですから，私は学童保育というのは，やっぱり5つの学校の中で，やっぱりそれぞれの学校に空き教室を利用して，かぎっ子だけではなくて，ほかの子供たちも遊べるような形にしてあるのが子供たちのコミュニケーションにつながると思いますので，この県のほうからは，いわゆる空き教室は好ましいという指導に対して町はどう対応しているか，この点を1分ぐらいで教えてください。

○議長（木村信一君） 教育長。

○教育長（佐怒賀政守君） この資料はっていないという話なのですが，各5つの小学校，現在の教

室と、それからどういう教室に使っているかということがあるのですよ、資料が。

○12番（齊藤政一君） 県のほうが空き教室が望ましいということに対してどう対応しているか。

○教育長（佐怒賀政守君） ただ、境町には……

○12番（齊藤政一君） はっきり教えてください。

○教育長（佐怒賀政守君） いや、空き教室はないのですよ。あいている教室がないのですよ。

○12番（齊藤政一君） 結構です。答弁結構です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 私は県のほうがこれはこども課とか何とかという課があって、そこでそういう指示をきちっと福祉課のほうにはマニュアルを送ってきてあるわけですよ。福祉課のメンバーはそれを見ているのですよ。そういったことをこうした総合計画で何百万も金をつくった中で連携だと言われて、小学校では教育委員会は教育委員会でやっているから、そういう空き教室がないと。県の福祉部のほうはそれをやってくださいと、これが私は原点だと思いますよ。そういうことにおいて、今度は先ほどの民生部長が言っていましたけれども、この認定こども園というものが文科省と厚生労働省のほうの幼保連携推進室という中でつくってきたわけです。このことについては県のほうも平成18年に条例をつくってありますから、18年度にこれは町のほうに届いているわけです。だからこそ今、認定こども園についてのこの町の業務としては、認定こども園の認定申請と補助金の申請窓口を町がやっているからヒアリングをやっているということだと思えるのです。そういったことを考えれば、合併の空き教室がない云々と言うよりは、子供たちの将来がどういう施設をつくったらいいのかどうかということをきちっと形式だけではなくて、そのためには小学校の教室をどう運用していったらいいかということを考えるべきだと思うのです。だから、そういうことにおいて認定こども園の今ヒアリングが始まっている段階で、そして先ほどの数字が考えてきた場合に、トータルをするとこの境町の出生者数が二百何人ですね、1年間で。そういった中で、もう既に幼稚園を、あそこにふれあいの里幼稚園を置かなくても大丈夫なのかどうかという、この辺の人数の把握は、この幼保連携推進室のほうから出たこの条例に基づいて答えてもらいたいと思うのです。

さらに、ご丁寧に境町は地方交付税による支援措置で19年度から3,000万ずつ3年間もらった中で、頑張る地方応援プログラムというのをつくって、具体的な成果目標を子育て支援センターについてつくってあると思うのです。地域子育て支援センター事業を2カ所から3カ所にするだとか、保育所総定数を360人から390人になると、こういう全体の事業の中で果たしてふれあいの里幼稚園がなくなっても大丈夫なのかどうかという数と、それから子育て支援センターの事業そのものもほとんどが民営化にされてきていますけれども、町としてはこの認定こども園をやれば大体間に合うのかどうかという、その辺の数字の把握をちょっと教えてください。

○議長（木村信一君） 答弁者、民生部長ですか。

○12番（齊藤政一君） あとまた最後にもう一点あります。

○議長（木村信一君） 民生部長、答弁をお願いします。

○民生部長（野口奏五君） それでは、私のほうからは認定こども園の申請がされている件につきましてお答えしたいと思うのですけれども、先ほど答弁いたしましたように、認定こども園につきましては、

いろいろな機能を備えております。要するに子育て支援に関しては、いろいろな相談業務を行ったりできるようになってございます。そういった関係で、かなり子育て支援につきましては、境町の子育て支援の実際言葉どおり支援ができる施設として機能するということでの理解をしていただければと思います。

今後新たに別な子育て支援センターをつくるということにつきましては、認定こども園との関係では、その必要性については、認定こども園がどんどんでき上がってくると、少し薄れてくる可能性はあると思います。

○議長（木村信一君） 齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 時間がないですから、そうすると全く角度を変えてお聞きしますが、幼稚園の設置条例が境町にはあります。これらの廃園時期等のタイムスケジュールを考えた場合には、議会ももうこれからは9月と12月とあります。その前に周知期間があります。今度は募集をかけるのも9月にかけないと間に合わないという形になりますから、その辺でこの条例、幼稚園の設置条例というのは、やっぱり受益者の、いわゆる利用者のことを考えてつくった条例ですから、上からあるからやめるのだというのではなくて、この条例とのタイムスケジュールを、これは総務部長ですか。

○議長（木村信一君） 総務部長。

○総務部長（齊藤 進君） 条例改正につきましては、今ご議論があるように、この問題につきましては、今議会中に一定の結論を出すというようなことでございますので、その推移を判断をしながら、決定した段階で条例の手続を早期にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 時間となりました。これで齊藤政一君の……

○12番（齊藤政一君） 議長、もう一点、待ち時間が余りにも長かったから私時間がなくなってしまったので、いわゆるその今の子育て支援センターが認定こども園に沿ってある程度充足されると、そして町のほうは……

○議長（木村信一君） 齊藤議員、これは16日に全協で十分時間がありますので、時間終わりました。時間をとりますので、16日に全協でとるということで予定しておりますので、そのときお願いします。

これで齊藤政一君の一般質問を終わります。